

浜松市斎場再整備事業

実施方針

令和5年（2023年）2月3日

浜 松 市

目 次

第1	特定事業の選定に関する事項.....	1
1	事業内容に関する事項.....	1
2	特定事業の選定方法等に関する事項.....	11
第2	事業者募集及び選定に関する事項.....	13
1	事業者選定の方法.....	13
2	選定の手順及びスケジュール.....	13
3	応募手続き等.....	14
4	入札参加者の備えるべき入札参加資格要件.....	17
5	審査及び選定に関する事項.....	21
6	審査結果及び評価の公表方法.....	22
7	応募に係る提出書類の取扱い.....	22
第3	選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	24
1	予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担.....	24
2	選定事業者により提供されるサービス水準.....	24
3	選定事業者の責任の履行に関する事項.....	24
4	市による事業の実施状況のモニタリング.....	25
第4	立地並びに規模及び配置に関する事項.....	26
1	本事業用地の立地条件、施設構成の概要.....	26
2	整備を行う施設の概要.....	27
3	解体の対象となる既存施設.....	28
4	改修の対象となる既存施設.....	28
第5	契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項.....	29
第6	事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項.....	29
1	事業の継続に関する基本的な考え方.....	29
2	事業の継続が困難となった場合の措置.....	29
第7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項.....	30
1	法制上及び税制上の措置に関する事項.....	30
2	財政上及び金融上の支援に関する事項.....	30
3	その他の支援に関する事項.....	30
第8	その他特定事業の実施に関し必要な事項.....	30
1	議会の議決.....	30
2	情報提供.....	31
3	提案に伴う費用負担.....	31
4	実施方針に関する問合せ先.....	31

【添付資料】

別紙 1：リスク分担表

別紙 2：本事業の事業範囲

様式 1：実施方針等に関する説明会・現地見学会への参加申込書

様式 2：実施方針等に関する質問・意見書

■用語の定義

本事業	浜松市斎場再整備事業をいう。
市	浜松市をいう。
PFI 法	「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年(1999 年)法律第 117 号 最終改正：令和 3 年(2021 年)5 月 19 日法律第 37 号)」をいう。
事業契約	市が選定した事業者と締結する事業契約をいう。
実施方針等	実施方針、要求水準書(案) 及びこれらの添付書類をいう。
入札説明書等	入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書(案)、事業契約書(案) 等、事業者募集にかかる資料をいう。
入札参加者	本事業に応募する事業者で、本事業を推進する上で必要な企画力、資力、信用、技術的能力及び実績を有する複数の企業により構成されるグループをいう。
選定事業者	本事業を実施する者として市が契約した入札参加者をいう。
設計企業	火葬炉を除く施設の設計を担当する企業をいう。
建設企業	火葬炉を除く施設の建設を担当する企業をいう。
工事監理企業	施設等の建設工事の監理を担当する企業をいう。
火葬炉企業	火葬炉を設計、施工及び保守管理を担当する企業をいう。
火葬炉運転企業	火葬炉運転業務、動物・胞衣等火葬業務及び火葬業務を担当する企業をいう。
維持管理企業	火葬炉を除く施設の維持管理業務を担当する企業をいう。
運営企業	火葬炉運転業務、動物・胞衣等火葬業務及び火葬業務を除く施設の運営業務を担当する企業をいう。
構成企業	構成企業は、SPC から直接、PFI 事業に係る業務を受託又は請け負うことを予定しており、かつ SPC に出資することを予定している者をいう。
協力企業	協力企業は、SPC 又は構成企業から業務を請け負い、又は受託することを予定している者をいう。
SPC	本事業を遂行するために会社法に定める株式会社として設立された特別目的会社をいう。
アドバイザー企業	市が本事業に係るアドバイザー業務を委託した企業及びその協力企業をいう。
審査委員会	浜松市斎場再整備事業における浜松市 PFI 等審査委員会をいう。
特定事業選定	PFI 事業として実施することの妥当性を詳細に検討・評価し、PFI 事業として実施することが適切であると認められる事業の実施を決定する行為をいう。
落札者	入札参加者のうち、審査の結果最優秀提案となり、市が落札者として認めた者をいう。
債務負担行為	契約等で発生する債務の負担を設定する行為をいう。予算の「内容の一部」として、議会の議決によって設定されるが、歳出予算には含まない。現実に現金支出が必要となった場合にあらためて歳出予算に計上（現年度化）する。
技術対話	事業者選定段階において、公募資料に関する質疑応答や意見把握等を行うことで、主として事業者選定を円滑に進めることを目的とする市と入札参加者間の直接の対話をいう。
大規模修繕	要求水準書に示す機能を維持するために行う日常的修繕・更新とは別に、長期修繕計画に基づき、一定の期間が経過した後にまとめて行う大規模な修繕をいう。

浜松市（以下、「市」という。）は、浜松市斎場再整備事業（以下、「本事業」という。）について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用により、効率的かつ効果的に推進するため、PFI事業として実施することを予定している。

この実施方針は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年(1999年)7月30日法律第117号、以下、「PFI法」という。）に基づく特定事業の選定及び当該特定事業を実施する事業者の選定を行うに当たって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成30年(2018年)10月23日閣議決定）、「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」（令和3年(2021年)6月18日改訂）等に則り、本事業の実施に関する方針として定めるものである。

なお、本実施方針に示す事項の詳細については、要求水準書や落札者決定基準等を含む入札説明書に規定する。

第1 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業の名称

浜松市斎場再整備事業

(2) 事業に供される公共施設

ア 浜松斎場（中沢子どもの森含む）

イ 雄踏斎場

(3) 公共施設等の管理者

浜松市長 鈴木 康友

なお、浜松斎場及び雄踏斎場は地方自治法（昭和22年(1947年)4月17日法律第67号）第244条第1項に規定する「公の施設」として位置付け、選定事業者を同法第244条の2第3項に規定する「指定管理者」として指定する予定である。

(4) 事業予定地

ア 浜松市中区中沢町47番1外

イ 浜松市西区雄踏町宇布見5957番1外

(5) 事業目的

市では将来の火葬需要に対応した火葬場の施設数及び規模の整理を行うため、「浜松市斎場再編・整備方針」を平成28年(2016年)2月に策定した。この整備方針に則り、現有施設の有効活用を念頭に置きつつ、施設の現状と市全体での将来的な火葬需要に合わせた施設整備を進めている。

本事業の対象となる浜松斎場は昭和47年(1972年)12月に供用開始し、火葬炉14基、動物炉2基が稼働しており、築50～51年が経過しているため、施設の老朽化が懸念される。また、火葬炉を現在の14基から8基へ縮小再整備する方針である。

雄踏斎場は平成7年(1995年)に供用開始し、火葬炉3基、動物炉1基が稼働している。「浜松市斎場再編・整備方針」において必要火葬炉数は7基と見込んでいるため、

4 基の火葬炉の増設が必要となる。

本事業は、上記の背景から浜松斎場では斎場の建替え、雄踏斎場では施設の増設と 2 つの建設事業を事業者の民間資金、経営能力及び技術的能力を活用して一括の事業とすることで、浜松斎場及び雄踏斎場（以下、「本件施設」という。）の効率的かつ効果的な設計・建設及び運営・維持管理を行い、財政の縮減及び公共サービスの水準の向上を図るとともに、本事業を実施することによる地元経済への貢献について期待している。

(6) 基本方針（導入機能、施設の概要）

本件施設の整備に際して、次の方針に基づいて行うこととする。

◎浜松市斎場再編・整備方針

1. 現有施設の有効活用

「浜松市資産経営推進方針」の取組みの柱である「保有財産の最適化（縮減化）」、「保有財産の利活用」及び「活用財産の長寿命化」等の原則に基づき、利用可能な施設について、有効活用する。

2. 適正規模・適正配置

火葬体数の増加と施設の老朽化に対し、将来にわたって安定した火葬を執り行えるよう、対応可能な火葬施設が必要である。

広域な市域における適正配置として、大部分の市民が車による移動で概ね 1 時間以内の到達可能距離とする。

3. 時代の要請に対応した施設整備

令和 22 年(2040 年)まで増加し続ける死亡者数に比例し、火葬件数も増加が見込まれるなか、大規模災害等の緊急時においても、滞りなく火葬が執り行えることが必要である。

なお、整備・改修にあたっては、体格向上に対応した火葬炉や周辺環境に配慮した環境汚染防止設備など時代の要請に応えた設備の導入が必要である。

○個別方針（浜松斎場・雄踏斎場）

① 人生の終焉の場に相応しい施設

（厳かで安らぎを感じられる空間づくり）

② 人に優しく利用しやすい施設

（格調と利便性の兼備、デジタル化の推進、ユニバーサルデザインや利用者動線の配慮）

③ 周辺環境、立地特性、自然環境に配慮した施設

（景観や環境との調和、周辺民家からの視線の配慮、地形状況の留意、ライフサイクルコストや地球環境負荷の低減）

④ 地域の火葬風習を包含する施設

（火葬風習や葬送行為に係る地域特性への配慮）

(7) 事業概要

ア 浜松斎場

浜松斎場は、新斎場の設計、建設、既存施設（別紙2記載の既存斎場棟・既存火葬棟等）の解体及び撤去並びに跡地整備、維持管理及び運営を行う。

新斎場は、既存斎場棟の解体及び既存駐車場の撤去後、その跡地に、既存火葬棟の運営を維持しながら整備するため、新斎場建設工事中は、既存火葬棟と臨時待合棟について維持管理及び運営を行う。なお、既存火葬棟は、新斎場の供用開始後に解体及び跡地整備を行う。

また、中沢子どもの森を含め、周辺住民の安全確保に必要な改修措置及び斎場利用者や地域住民の利便性、快適性等の向上や地域貢献に資する一体的な整備を行う。

イ 雄踏斎場

雄踏斎場は、増設棟の設計、建設、既存棟の設備改修、増設棟・既存棟の維持管理及び運営を行う。

増設棟は、斎場北西部の住宅地から見渡せる位置に建設することから、地域住民の意見を反映し、住宅地から斎場建物の全体形状が見えないよう視認性に特に配慮した上で、設計、建設を行う。

なお、既存棟の設備改修は、増設棟の供用開始後に既存棟を休館し行い、既存棟の運営再開後は、既存棟と増設棟の2つの建物について、維持管理及び運営を行う。

(8) 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、選定事業者自らが本件施設を設計・建設し、本件施設の所有権を市に移管した後、本件施設の維持管理・運営を行う BT0 (Build Transfer Operate) 方式により実施する。

(9) 業務内容

本事業における、選定事業者の業務内容は、次のとおりである。

ア 浜松斎場

(ア) 施設整備発注業務

- ・ 事前調査発注業務
- ・ 設計発注業務
- ・ 建設工事発注業務
- ・ 備品等整備発注業務
- ・ 工事監理発注業務
- ・ 環境保全対策発注業務
- ・ 所有権移転発注業務
- ・ 各種申請等発注業務
- ・ 稼働準備発注業務
- ・ その他施設整備上必要な業務

(イ) 既存施設解体撤去発注業務

- ・既存施設の解体設計発注業務
- ・既存施設の解体撤去発注業務
- ・廃棄物の処分発注業務
- ・跡地整備発注業務

(ウ)維持管理業務（新斎場建設工事中）

- ・建築物・外構保守管理業務（既存火葬棟のみ）
- ・建築設備保守管理業務（既存火葬棟のみ）
- ・火葬炉保守管理業務（既存火葬棟のみ）
- ・清掃業務
- ・植栽維持管理業務
- ・警備業務
- ・環境衛生管理業務（既存火葬棟のみ）
- ・備品等管理業務
- ・残骨灰及び集じん灰の管理業務（既存火葬棟のみ）
- ・既存火葬棟及び臨時待合棟、臨時駐車場の引継ぎ業務
- ・その他維持管理上必要な業務

※維持管理業務には、経常的な修繕・更新業務を含むが、大規模修繕を含まない。

(エ)維持管理業務（新斎場供用開始後）

- ・建築物・外構保守管理業務
- ・建築設備保守管理業務
- ・火葬炉保守管理業務
- ・清掃業務
- ・植栽維持管理業務
- ・警備業務
- ・環境衛生管理業務
- ・備品等管理業務
- ・残骨灰及び集じん灰の管理業務
- ・事業期間終了時の引継ぎ業務
- ・その他維持管理上必要な業務

※維持管理業務には、経常的な修繕・更新業務を含むが、大規模修繕を含まない。

(オ)運営業務（新斎場建設工事中）

- ・予約受付業務
- ・利用者受付業務
- ・火葬業務（告別業務、炉前業務、収骨業務）
- ・火葬炉運転業務
- ・動物・胞衣等火葬業務
- ・臨時待合棟関連業務
- ・使用料収納代行業務
- ・既存火葬棟及び臨時待合棟、臨時駐車場の引継ぎ業務

- ・その他運営上必要な業務

(カ) 運營業務（新斎場供用開始後）

- ・予約受付業務
- ・利用者受付業務
- ・火葬業務（告別業務、炉前業務、収骨業務）
- ・火葬炉運転業務
- ・動物・胞衣等火葬業務
- ・待合室関連業務
- ・使用料収納代行業務
- ・事業期間終了時の引継ぎ業務
- ・その他運営上必要な業務

イ 雄踏斎場

(ア) 施設整備発注業務（増設棟）

- ・事前調査発注業務
- ・設計発注業務
- ・建設工事発注業務
- ・備品等整備発注業務
- ・工事監理発注業務
- ・環境保全対策発注業務
- ・所有権移転発注業務
- ・各種申請等発注業務
- ・稼働準備発注業務
- ・その他施設整備上必要な業務

(イ) 施設改修発注業務（既存棟）

- ・事前調査発注業務
- ・設計発注業務
- ・改修工事発注業務
- ・備品等整備発注業務
- ・工事監理発注業務
- ・環境保全対策発注業務
- ・各種申請等発注業務
- ・稼働準備発注業務
- ・その他施設整備上必要な業務

(ウ) 維持管理業務（既存棟・増設棟）

- ・建築物・外構保守管理業務
- ・建築設備保守管理業務
- ・火葬炉保守管理業務
- ・清掃業務
- ・植栽維持管理業務

- ・警備業務
- ・環境衛生管理業務
- ・備品等管理業務
- ・残骨灰及び集じん灰の管理業務
- ・既存棟の引継ぎ業務
- ・事業期間終了時の引継ぎ業務
- ・その他維持管理上必要な業務

※維持管理業務には、経常的な修繕・更新業務を含むが、大規模修繕を含まない。

(エ) 運営業務（既存棟・増設棟）

- ・予約受付業務
- ・利用者受付業務
- ・火葬業務（告別業務、炉前業務、収骨業務）
- ・火葬炉運転業務
- ・動物・胞衣等火葬業務（既存棟のみ）
- ・待合室関連業務
- ・葬儀場関連業務
- ・使用料収納代行業務
- ・既存棟の引継ぎ業務
- ・事業期間終了時の引継ぎ業務
- ・その他運営上必要な業務

(10) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結の日から 18 年間とする。

ア 浜松斎場

時期（予定）	内 容
令和5年（2023年）11月	基本協定の締結
令和5年（2023年）11月～ 令和6年（2024年）3月	契約交渉・事業契約の締結
令和6年（2024年）4月～ 令和7年（2025年）3月	住民向け説明会、事前調査、基本設計、実施設計、 建築確認申請、開発行為の許可申請等
令和6年（2024年）9月～ 令和7年（2025年）3月	浜松斎場既存斎場棟の解体
令和6年（2024年）11月	浜松斎場既存火葬棟・臨時待合棟の指定管理者の 指定に係る議決
令和7年（2025年）3月	浜松斎場既存火葬棟・臨時待合棟の指定管理業務 の引継ぎ
令和7年（2025年）4月～ 令和9年（2027年）9月	新浜松斎場の建設工事

令和7年（2025年）4月～ 令和9年（2027年）11月	浜松斎場既存火葬棟・臨時待合棟の指定管理
令和9年（2027年）10月～ 令和9年（2027年）11月	新浜松斎場の開業準備
令和9年（2027年）12月	新浜松斎場の供用開始
令和10年（2028年）1月～ 令和10年（2028年）6月	浜松斎場既存火葬棟の解体及び駐車場整備工事
令和24年（2042年）3月	新浜松斎場の維持管理・運営事業期間終了

イ 雄踏斎場

時期（予定）	内 容
令和5年（2023年）11月	基本協定の締結
令和5年（2023年）11月～ 令和6年（2024年）3月	契約交渉・事業契約の締結
令和6年（2024年）4月～ 令和7年（2025年）3月	住民向け説明会、事前調査、基本設計、実施設計、 建築確認申請、開発行為の許可申請等
令和6年（2024年）11月	雄踏斎場既存棟の指定管理者の指定に係る議決
令和7年（2025年）3月	雄踏斎場既存棟の指定管理業務の引継ぎ
令和7年（2025年）4月～ 令和9年（2027年）3月	雄踏斎場増設棟の建設工事
令和7年（2025年）4月～ 令和9年（2027年）5月	雄踏斎場既存棟の指定管理
令和9年（2027年）4月～ 令和9年（2027年）5月	雄踏斎場増設棟の開業準備
令和9年（2027年）6月	雄踏斎場増設棟の供用開始
令和9年（2027年）7月～ 令和10年（2028年）6月	雄踏斎場既存棟の設備改修工事
令和10年（2028年）7月	雄踏斎場既存棟運営再開
令和24年（2042年）3月	雄踏斎場既存棟・増設棟の維持管理・運営事業 期間終了

(11) 選定事業者の収入

本事業における選定事業者の収入は、次のとおり予定している。

ア 市が支払うサービス購入料

上記の「(9)業務内容」に示す各業務を行うことに対して、市は、事業期間中にあら

かじめ定める額を事業契約書に基づき、年度毎に選定事業者へ支払う。支払方法の詳細については、入札説明書等において提示するものとする。

本施設は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条第 1 項に規定する「公の施設」として位置付けており、使用料は市の収入とする。

(ア) 設計・建設に係る対価の支払い

市は、本事業の施設整備発注業務に係る対価を施設引渡し後、維持管理・運営期間の約 15 年間で割賦払いにて SPC に支払う。

(イ) 維持管理、運営に係る対価の支払い

市は、本事業の運営業務に係る対価をサービス購入料として、運営業務及び維持管理業務に要する費用に対して支払うものとする。

イ 物品販売等による収入

自動販売機等の物品販売による収入は選定事業者の収入とする。

(12) 遵守すべき法制度等

本事業の実施にあたっては、提案内容に応じ必要とされる法令等（法律、政令、省令等）や次に挙げる例規等（条例、規則等）を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本事業の要求水準と照らし合わせて適宜参考とすること。

ア 適用法令等

- ・ 地方自治法（昭和 22 年(1947 年)4 月 17 日法律第 67 号)
- ・ 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年(1948 年)5 月 31 日法律第 48 号)
- ・ 消防法（昭和 23 年(1948 年)7 月 24 日法律第 186 号)
- ・ 建設業法（昭和 24 年(1949 年)5 月 24 日法律第 100 号)
- ・ 建築基準法（昭和 25 年(1950 年)5 月 24 日法律第 201 号)
- ・ 都市計画法（昭和 43 年(1968 年)6 月 15 日法律第 100 号)
- ・ 景観法（平成 16 年(2004 年)6 月 18 日法律第 110 号)
- ・ 環境基本法（平成 5 年(1993 年)11 月 19 日法律第 91 号)
- ・ 森林法（昭和 26 年(1951 年)6 月 26 日法律第 249 号)
- ・ 宅地造成等規制法（昭和 36 年(1961 年)11 月 7 日法律第 191 号)
- ・ 電気事業法（昭和 39 年(1964 年)7 月 11 日法律第 170 号)
- ・ 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年(1997 年)3 月 27 日通商産業省令第 52 号)
- ・ ガス事業法（昭和 29 年(1954 年)3 月 31 日法律第 51 号)
- ・ 高圧ガス保安法（昭和 26 年(1951 年)12 月 6 日法律第 204 号)
- ・ 下水道法（昭和 33 年(1958 年)4 月 24 日法律第 79 号)
- ・ 水質汚濁防止法（昭和 45 年(1970 年)12 月 25 日法律第 138 号)
- ・ 大気汚染防止法（昭和 43 年(1968 年)6 月 10 日法律第 97 号)
- ・ 土壌汚染対策法（平成 14 年(2002 年)5 月 29 日法律第 53 号)
- ・ 悪臭防止法（昭和 46 年(1971 年)6 月 1 日法律第 91 号)
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年(1999 年)7 月 16 日法律第 105 号)

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年(1970 年)12 月 25 日法律第 137 号)
- ・ 騒音規制法（昭和 43 年(1968 年)6 月 10 日法律第 98 号)
- ・ 振動規制法（昭和 51 年(1976 年)6 月 10 日法律第 64 号)
- ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年(1972 年)6 月 8 日法律第 57 号)
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年(2006 年)6 月 21 日法律第 91 号)
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年(2000 年)5 月 31 日法律第 104 号)
- ・ 道路法（昭和 27 年(1952 年)6 月 10 日法律第 180 号)
- ・ 駐車場法（昭和 32 年(1957 年)5 月 16 日法律第 106 号)
- ・ 屋外広告物法（昭和 24 年(1949 年)6 月 3 日法律第 189 号)
- ・ 健康増進法（平成 14 年(2002 年)8 月 2 日法律第 103 号)
- ・ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年(1979 年)6 月 22 日法律第 49 号)
- ・ 労働基準法（昭和 22 年(1947 年) 4 月 7 日法律第 49 号)
- ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年（1972 年） 6 月 8 日法律第 57 号)
- ・ 建築物における衛生環境の確保に関する法律（昭和 45 年(1970 年)4 月 14 日法律第 20 号)
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 27 年(2015 年)7 月 8 日法律第 53 号)
- ・ 警備業法（昭和 47 年(1972 年)7 月 5 日法律第 117 号)
- ・ 危険物の規制に関する政令（昭和 34 年(1959 年)9 月 26 日政令第 306 号)
- ・ 墓地、埋葬等に関する法律施行細則（昭和 23 年(1948 年)7 月 13 日厚生省令第 24 号)
- ・ 火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針(平成 12 年(2000 年)3 月火葬場から排出されるダイオキシン削減対策検討会答申)
- ・ 最低賃金法（昭和 34 年(1959 年)4 月 15 日法律第 137 号)
- ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年(2000 年)5 月 8 日法律第 57 号)
- ・ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年(1969 年)7 月 1 日法律第 57 号)
- ・ 文化財保護法（昭和 25 年(1950 年)5 月 30 日法律第 214 号)
- ・ 静岡県建築基準条例（昭和 48 年（1973 年） 3 月 23 日静岡県条例第 17 号)
- ・ 静岡県福祉のまちづくり条例（平成 7 年（1995 年） 10 月 18 日静岡県条例第 47 号)
- ・ 静岡県盛土等の規制に関する条例（令和 4 年(2022 年)3 月 29 日静岡県条例第 20 号)
- ・ 浜松市景観条例（平成 20 年(2008 年)12 月 11 日浜松市条例第 89 号)
- ・ 浜松市建築基準法施行細則（平成 6 年(1994 年)3 月 31 日浜松市規則第 16 号)
- ・ 浜松市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成 14 年(2002 年)12 月 17 日浜松市条例第 102 号)
- ・ 浜松市狭い道路の拡幅整備に関する条例（平成 14 年（2002 年） 3 月 26 日浜松市条例第 36 号)

- ・浜松市墓園・墓地条例（昭和 57 年(1982 年)3 月 31 日浜松市条例第 20 号）
- ・浜松市墓園・墓地条例施行規則（昭和 57 年(1982 年)3 月 31 日浜松市規則第 21 号）
- ・浜松市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成 19 年(2007 年)6 月 29 日浜松市条例第 81 号）
- ・浜松市墓地、埋葬等に関する規則（平成 19 年(2007 年)6 月 29 日浜松市規則第 104 号）
- ・浜松市斎場条例（昭和 47 年(1972 年)9 月 30 日浜松市条例第 43 号）
- ・浜松市環境基本条例（平成 10 年(1998 年)9 月 30 日浜松市条例第 49 号）
- ・浜松市音・かおり・光環境創造条例（平成 16 年(2004 年)3 月 23 日浜松市条例第 31 号）
- ・浜松市緑の保全及び育成条例（昭和 62 年(1987 年)3 月 31 日浜松市条例 14 号）
- ・浜松市ユニバーサルデザイン条例（平成 14 年(2002 年)12 月 17 日浜松市条例第 100 号）
- ・浜松市屋外広告物条例（平成 17 年(2005 年)6 月 1 日浜松市条例第 153 号）
- ・浜松市行政財産の目的外使用に関する使用料条例（昭和 39 年(1964 年)3 月 30 日浜松市条例第 34 号）
- ・緑化に関する協議の手引き（平成 30 年(2018 年)4 月 1 日施行）
- ・浜松市事業所等敷地内緑化指導要綱（平成 9 年(1997 年)4 月 1 日施行）
- ・浜松市雨水浸透施設設置推進要綱（平成 18 年(2006 年)4 月 1 日施行）
- ・浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱（平成 12 年(2000 年)4 月 1 日制定）
- ・浜松市環境配慮指針に係る事業者への指導等に関する取扱い要綱（平成 27 年(2015 年)10 月 1 日施行）
- ・浜松市開発許可指導基準（平成元年(1989 年)7 月 1 日施行）
- ・浜松市公害未然防止指導要領（平成 26 年(2014 年)4 月 1 日施行）
- ・浜松市斎場再編・整備方針（平成 28 年(2016 年)2 月）
- ・浜松市公共部門における地域材利用促進に関する基本方針（令和 3 年（2021 年）4 月）
- ・その他、施設の設計、建設、維持管理及び運営に関する関係法令等

イ 設計基準、仕様書等

(ア) 国土交通省（又は建設省）大臣官房官庁営繕部監修、（一社）公共建築協会編集の次に掲げる基準等（いずれも最新版）

- ・官庁施設の基本的性能基準及び同解説
- ・建築設計基準及び同解説
- ・建築構造設計基準及び同解説
- ・建築設備設計基準
- ・建築設備計画基準・同要領
- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）

- ・ 建築工事標準詳細図
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- ・ 建築工事安全施工技術指針・同解説
- ・ 建築工事監理指針
- ・ 建築改修工事監理指針
- ・ 電気設備工事監理指針
- ・ 機械設備工事監理指針
- ・ 建築物解体工事共通仕様書・同解説
- ・ 工事写真撮影ガイドブック
- ・ 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説
- ・ 排水再利用・雨水利用システム計画基準・同解説
- ・ 建築保全業務共通仕様書及び同解説
- ・ 土木工事共通仕様書

(イ) その他の基準等

- ・ 火葬炉設備の選定にかかるガイドラインの作成に関する研究
- ・ 悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定
- ・ 浜松市公共建築物ユニバーサルデザイン指針
- ・ 静岡県建築構造設計指針
- ・ その他、本事業の業務に関する設計基準、仕様書等

2 特定事業の選定方法等に関する事項

(1) 考え方

本事業について、市が自ら実施した場合に比べ業務の質が担保され、効率的かつ効果的に公共サービスの向上が図られると判断される場合に、PFI 法第 7 条の規定に基づき特定事業として選定する。

(2) 選定方法

次の手順により客観的評価を行い、評価の結果を公表する。

ア 定量的評価（VFM 評価）

本事業を市が自ら実施する場合の公共負担額とPFI事業で実施する場合の公共負担額を算出の上、これを現在価値に換算・比較することにより評価を行う。

イ PFI 事業として実施することの定性的評価

公共サービスの水準についてはできる限りの定量的な評価を行うが、定量化が困難な場合は客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

ウ 上記ア・イを踏まえた総合的評価

上記の定量的評価及び定性的評価並びに実施方針に関する質問及び意見等を総合的に勘案して特定事業の選定可否を評価する。

(3) 選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合は、その判断の結果を評価の内容と合わせて市のホームページにおいて公表する。なお、本事業の実施可能性について客観的な評価の結果に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合にあっては同様に公表する。

第2 事業者募集及び選定に関する事項

1 事業者選定の方法

市は、本事業への参加を希望する事業者を公募し、総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年(1947年)5月3日政令第16号）第167条の10第2項）により事業者選定を行うものとする。

なお、本事業は、「WTO政府調達協定」（平成6年(1994年)4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定及び平成24年(2012年)3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書）の対象事業であり、入札手続きには「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年(1995年)政令第372号）が適用される。

2 選定の手順及びスケジュール

選定にあたっての手順及びスケジュールは、次のとおり予定している。

日程（予定）	内容
令和5年(2023年)2月上旬	実施方針、要求水準書(案)の公表
令和5年(2023年)2月上旬	実施方針等に関する説明会 現地見学会
令和5年(2023年)2月上旬～2月中旬	実施方針等に関する質問・意見の受付
令和5年(2023年)3月中旬	実施方針等に関する質問への回答
令和5年(2023年)3月中旬	特定事業の選定及び公表
令和5年(2023年)3月中旬	債務負担行為に係る議決
令和5年(2023年)4月上旬	入札説明書等の公表
令和5年(2023年)4月上旬	入札説明書等説明会
令和5年(2023年)4月上旬～4月中旬	入札説明書等に関する質問の受付
令和5年(2023年)5月中旬	入札説明書等に関する質問への回答
令和5年(2023年)5月下旬	参加表明書及び資格審査申請書類の受付
令和5年(2023年)6月中旬	入札参加資格審査結果通知
令和5年(2023年)6月下旬	技術対話
令和5年(2023年)7月上旬	対話結果の公表
令和5年(2023年)8月中旬～8月下旬	提案書の提出期限
令和5年(2023年)8月下旬～9月中旬	提案書の審査
令和5年(2023年)9月下旬	提案ヒアリング
令和5年(2023年)11月中旬	基本協定の締結
令和5年(2023年)11月下旬～12月上旬	仮契約の締結
令和6年(2024年)3月下旬	事業契約の締結

3 応募手続き等

(1) 実施方針等に関する説明会

実施方針等に関する説明会を次のとおり開催する。

開催日時	令和5年(2023年)2月16日(木)
開催場所	浜松斎場1階大式場
申込書提出期間	令和5年(2023年)2月3日(金)～2月10日(金)
申込書提出方法	<ul style="list-style-type: none">参加希望者は、「実施方針等に関する説明会・現地見学会への参加申込書」(様式1)に必要な事項を記入の上、電子メールにより、下記提出先に提出のこと。電子メールに添付するファイルの容量は50MBまでとする。提出者は、市に電話で受領確認を行うこと。メールタイトルは「実施方針等に関する説明会・現地見学会(企業名)」と明記のこと。窓口・電話・FAXでの受付は行わない。
提出先及び問合せ先	浜松市 市民部 市民生活課 TEL: 053-457-2026 E-mail: simink@city.hamamatsu.shizuoka.jp

(2) 現地見学の実施

本事業の実施にあたり、現地見学を次のとおり開催する。なお、現地見学会では、質問を受け付けず、正式な質問及びその回答等は、以降の質問回答及び技術対話にて行うものとする。

見学日時	令和5年(2023年)2月16日(木)
見学場所	<ul style="list-style-type: none">浜松斎場 静岡県浜松市中区中沢町47-1雄踏斎場 静岡県浜松市西区雄踏町宇布見5957-1(増設予定地)
申込書提出期間	上記(1)と同様とする。
申込書提出方法	上記(1)と同様とする。
提出先及び問合せ先	上記(1)と同様とする。

(3) 実施方針等に関する質問・意見の受付と回答

実施方針等の内容に関する質問及び意見の受付を次のとおり行う。提出された質問及び意見について、市が必要と判断した場合には、問合せ・ヒアリングを行うことがある。

提出期間	令和5年(2023年)2月3日(金)～2月17日(金)
------	-----------------------------

提出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・「実施方針等に関する質問・意見書」（様式2）に必要事項を記入の上、電子メールにより、下記提出先に提出のこと。電子メールに添付するファイルの容量は50MBまでとする。 ・提出者は、市に電話で受領確認を行うこと。 ・メールタイトルは「実施方針等に対する質問・意見（企業名）」と明記のこと。窓口・電話・FAXでの受付は行わない。
提出先及び問合せ先	上記(1)と同様とする。
回答及び公表	<ul style="list-style-type: none"> ・実施方針に関して提出された質問及び意見に対する回答は、原則全て市のホームページで公表する。 ・個別に回答は行わず、公表に際して、質問者及び意見者の名称は公表しない。 ・公表時期は令和5年（2023年）3月中旬とする。

(4) 実施方針の変更

実施方針公表後における入札参加者からの意見を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針の内容を見直し、実施方針の変更を行うことがある。なお、変更を行った場合は、速やかに、その内容を市のホームページ等で公表する。

(5) 特定事業の選定・公表

市は、実施方針等の内容に対する質問及び意見の結果等を踏まえ、「2 特定事業の選定方法等に関する事項」の考え方、選定方法による評価のうえ、本事業を特定事業として選定し、その結果を公表する。

(6) 入札説明書等の公表

市は、本事業を特定事業として選定した場合は、実施方針等に対する入札参加者からの意見等を踏まえ入札説明書等を公表する。

(7) 入札説明書等に関する質問の受付・回答、結果の公表

入札説明書等の内容について、質疑応答を行うものとする。入札説明書等の公表後に入札参加者から質問をメールで受け付け、回答は市のホームページに公表する。公表等に関する具体的な日程については入札説明書等で提示する。

(8) 参加表明書、資格審査申請の受付、資格審査通知の発送

入札参加者には、参加表明書及び入札参加資格審査に必要な書類の提出を求める。入札参加資格審査の結果は、入札参加者に通知する。

(9) 技術対話の実施

入札参加者は、資格審査に必要な書類を提出し、市は資格審査通過者に対して、技術対話を実施する。

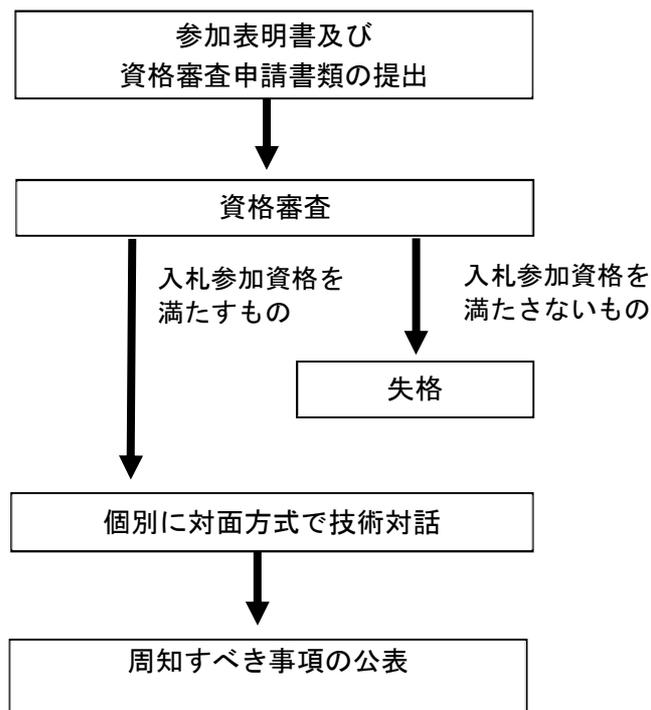
技術対話は、要求水準書等について市と入札参加者の認識に齟齬がないこと、より適

確な提案につなげることを目的に実施するものであり、具体的な実施方法については、次のとおりである。

■技術対話の実施フロー

- ① 参加表明書及び資格審査申請書類の提出
入札参加者は、参加表明書及び資格審査申請書類を提出し、市は入札参加者の備えるべき入札参加資格要件の具備の有無を確認する。
- ② 技術対話の実施
技術対話は、資格審査通過者に対して、個別に対面方式にて実施する。
- ③ 技術対話を踏まえた要求水準等の調整
技術対話を踏まえ、入札説明書等において市の意図が伝わっていない点等があれば、入札説明書等に追記や追加資料の提示を行う。透明性・公平性の観点から資格審査通過者との対話の中で、全体に周知すべき事項がある場合は、対話結果の公表時に合わせて公表する。ただし、対話者名は公表しない。なお、事業者は、市が提供する資料を、応募に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

【技術対話の実施フロー】



(10) 提案書の受付

資格審査通過者に対し、入札説明書等に基づき本事業に関する事業計画の提案内容を記載した提案書の提出を求める。提案書の審査にあたって、市が必要と判断した場合は、入札参加者に対して個別に確認を行うこともある。なお、提案書の提出方法・時期、提案に必要な書類等の詳細等については、入札説明書等で提示する。

4 入札参加者の備えるべき入札参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等については、次のとおりとする。

ア 入札参加者は、次に記載する複数の企業から成るグループとする。

- (ア) 火葬炉を除く施設の設計を担当する企業（以下、「設計企業」という。）
- (イ) 火葬炉を除く施設の建設を担当する企業（以下、「建設企業」という。）
- (ウ) 施設等の建設工事の監理を担当する企業（以下、「工事監理企業」という。）
- (エ) 火葬炉を設計、施工及び保守管理を担当する企業（以下、「火葬炉企業」という。）
- (オ) 火葬炉運転業務、動物・胞衣等火葬業務及び火葬業務を担当する企業（以下、「火葬炉運転企業」という。）
- (カ) 火葬炉を除く施設の維持管理業務を担当する企業（以下、「維持管理企業」という。）
- (キ) 火葬炉運転業務、動物・胞衣等火葬業務及び火葬業務を除く施設の運営業務を担当する企業（以下、「運営企業」という。）
- (ク) 現斎場の解体を担当する企業（以下、「解体企業」という。）
- (ケ) その他企業

なお、(ク)「解体企業」、(ケ)「その他企業」は必須とはしない。

イ 入札参加者は、構成企業及び協力企業から成るものとし、参加表明書提出時に構成企業及び協力企業の企業名並びに各企業が担当する業務を明らかにするものとする。なお、SPC から直接、受託又は請け負う、上記(1)アの(ア)、(イ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)の者は構成企業とならなければならない。

ウ 構成企業及び協力企業の定義は次のとおり。

構成企業は、SPCから直接、PFI事業に係る業務を受託又は請け負うことを予定しており、かつSPCに出資することを予定している者をいう。また、協力企業は、SPC又は構成企業から業務を請け負い、又は受託することを予定している者をいう。

エ 代表企業を構成企業から定め、当該代表企業が応募手続き等を行うこととする。

オ 構成企業は複数とすること。

カ 参加表明書提出以降、入札参加者の構成企業又は協力企業の変更は原則として認めない。ただし、代表企業でない構成企業及び協力企業について、やむを得ない事情により変更が必要となった場合は、市と協議を行う。

キ 入札参加者の構成企業及び協力企業は、他の入札参加者の構成企業又は協力企業になることはできない。また、入札参加者の構成企業と資本面若しくは人事面において関連がある者は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。

なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者を

いう（以下同様）。

ク 実施しようとする業務について、関係法令に基づく資格等を有すること。

(2) 構成企業及び協力企業の業務の兼務

構成企業及び協力企業が上記(1)アの(ア)から(ケ)までに示す企業のいくつかを兼ねることを認める。

ただし、建設企業又は火葬炉企業が工事監理企業を兼ねること、資本又は人事面において関連がある企業同士が建設企業又は火葬炉企業と工事監理企業になることは認めない。

(3) 構成企業及び協力企業の入札参加資格要件

構成企業及び協力企業は次の要件を満たすこと。なお、複数の要件を満たす企業は、当該複数の業務を実施することができることとし、また、同一業務を複数の者で実施する場合もそれぞれ次の要件を満たすこと。

ア 本事業を円滑に遂行できるだけの安定かつ健全な財務能力を有していること。

イ 本事業を効率的かつ効果的に実施できる知識及び経験を有していること。

ウ 設計企業は、次の要件を満たしていること。

(ア) 建築士法（昭和25年(1950年)5月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(イ) 構成企業となる場合は、令和5・6年度（2023・2024年度）の市の入札参加資格（建設工事関連業務委託 業種：建設関係コンサルタント）の登録がされている者であること。また、当該入札参加資格登録されていない者においては、資格審査申請書類の提出期限までに資格審査の申請を行い、当該資格登録された者であること。ただし、当該特定調達契約の入札を辞退した場合、その登録は無効とする。（市の入札参加資格の登録にあたっては、市ホームページを確認すること。）

エ 建設企業は、次の要件を満たしていること。

(ア) 建設業法（昭和24年(1949年)5月24日法律第100号）第3条第1項の規定による建設一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。

(イ) 構成企業となる場合は、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値（経営事項審査総合評定値）について「建築一式」の値が1,000点以上であること。複数で参加する場合においても、構成企業となるすべての者は「建築一式」の値が1,000点以上であること。

(ウ) 構成企業となる場合は、令和5・6年度（2023・2024年度）の市の入札参加資格（建設工事 業種：建築一式）の登録がされている者であること。また、当該入札参加資格登録されていない者においては、資格審査申請書類の提出期限までに資格審査の申請を行い、当該資格登録された者であること。ただし、当該特定調達契約の入札を辞退した場合、その登録は無効とする。（市の入札参加資格の登録にあたっては、市ホームページを確認すること。）

オ 工事監理企業は、次の要件を満たしていること。

- (ア) 建築士法第 23 条に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (イ) 構成企業となる場合は、令和 5・6 年度（2023・2024 年度）の市の入札参加資格（建築工事関連業務委託 業種：建築関係コンサルタント）の登録がされている者であること。また、当該入札参加資格登録されていない者においては、資格審査申請書類の提出期限までに資格審査の申請を行い、当該資格登録された者であること。ただし、当該特定調達契約の入札を辞退した場合、その登録は無効とする。（市の入札参加資格の登録にあたっては、市ホームページを確認すること。）
- カ 火葬炉企業は、次の要件を満たしていること。
- (ア) 1 箇所あたり 8 基以上の火葬炉の納入・設置実績があること。また、火葬炉の設計、施工及び保守管理業務を実施するために法令上求められる資格等がある場合は、当該資格等を有していること。
- (イ) 構成企業となる場合は、令和 5・6 年度（2023・2024 年度）の市の入札参加資格（建設工事 業種：機械器具設置）の登録がされている者であること。また、当該入札参加資格登録されていない者においては、資格審査申請書類の提出期限までに資格審査の申請を行い、当該資格登録された者であること。ただし、当該特定調達契約の入札を辞退した場合、その登録は無効とする。（市の入札参加資格の登録にあたっては、市ホームページを確認すること。）
- キ 火葬炉運転企業は、次の要件を満たしていること。
- (ア) 火葬炉運転業務、動物・胞衣等火葬業務及び火葬業務を実施するために法令上求められる資格等がある場合は、当該資格等を有していること。
- (イ) 構成企業となる場合は、令和 5・6 年度（2023・2024 年度）の市の入札参加資格（業務委託 業種：その他施設管理・運転業務委託）の登録がされている者であること。また、当該入札参加資格登録されていない者においては、資格審査申請書類の提出期限までに資格審査の申請を行い、当該資格登録された者であること。ただし、当該特定調達契約の入札を辞退した場合、その登録は無効とする。（市の入札参加資格の登録にあたっては、市ホームページを確認すること。）
- ク 維持管理企業は、次の要件を満たしていること。
- (ア) 火葬炉保守管理業務を除く施設の維持管理業務を実施するために法令上必要とされる資格等がある場合は、当該資格等を有していること。
- (イ) 構成企業となる場合は、令和 5・6 年度（2023・2024 年度）の市の入札参加資格（業務委託 業種：その他施設管理・運転業務委託）の登録がされている者であること。また、当該入札参加資格登録されていない者においては、資格審査申請書類の提出期限までに資格審査の申請を行い、当該資格登録された者であること。ただし、当該特定調達契約の入札を辞退した場合、その登録は無効とする。（市の入札参加資格の登録にあたっては、市ホームページを確認すること。）
- ケ 運営企業は、次の要件を満たしていること。

- (ア) 火葬炉運転業務、動物・胞衣等火葬業務及び火葬業務を除く施設の運営業務を実施するために法令上必要とする資格等がある場合は、当該資格等を有していること。
 - (イ) 構成企業となる場合は、令和5・6年度（2023・2024年度）の市の入札参加資格（業務委託 業種：その他施設管理・運転業務委託）の登録がされている者であること。また、当該入札参加資格登録されていない者においては、資格審査申請書類の提出期限までに資格審査の申請を行い、当該資格登録された者であること。ただし、当該特定調達契約の入札を辞退した場合、その登録は無効とする。（市の入札参加資格の登録にあたっては、市ホームページを確認すること。）
- コ 解体企業は、次の要件を満たしていること。
- (ア) 既存施設解体撤去発注業務を実施するために法令上必要とする資格等がある場合は、当該資格等を有していること。
 - (イ) 構成企業となる場合は、令和5・6年度（2023・2024年度）の市の入札参加資格（建設工事 業種：解体）の登録がされている者であること。また、当該入札参加資格登録されていない者においては、資格審査申請書類の提出期限までに資格審査の申請を行い、当該資格登録された者であること。ただし、当該特定調達契約の入札を辞退した場合、その登録は無効とする。（市の入札参加資格の登録にあたっては、市ホームページを確認すること。）
- サ その他企業は、次の要件を満たしていること。
- (ア) その他業務を実施するために法令上必要とする資格等がある場合は、当該資格等を有していること。
 - (イ) 構成企業となる場合は、実施する業務内容に該当する令和5・6年度（2023・2024年度）の市の入札参加資格の登録がされている者であること。また、当該入札参加資格登録されていない者においては、資格審査申請書類の提出期限までに資格審査の申請を行い、当該資格登録された者であること。ただし、当該特定調達契約の入札を辞退した場合、その登録は無効とする。（市の入札参加資格の登録にあたっては、市ホームページを確認すること。）

(4) 入札参加者の制限

次のいずれかに該当する者は、入札参加者の構成企業、協力企業になることができない。

- ア PFI 法第9条の規定に該当する者
- イ 地方自治法施行令（昭和22年(1947年)5月3日政令第16条）第167条の4の規定に該当する者
- ウ 会社更生法（平成14年(2002年)12月13日法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立をしている者
- エ 民事再生法（平成11年(1999年)12月22日法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立をしている者
- オ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年(2005年)7月26日

- 法律第 86 号) に基づく特別清算開始命令がなされている者
- カ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成 17 年(2005 年)7 月 26 日法律第 87 号) による改正前の商法 (明治 32 年(1899 年)3 月 9 日法律第 48 号) 第 381 条の規定による整理開始の申立又は通告がなされている者
- キ 破産法 (平成 16 年(2004 年)6 月 2 日法律第 75 号) 第 18 条又は第 19 条の規定による破産の申立がなされている者
- ク 市から入札参加停止の措置を受けている者
- ケ 国税又は徴税を滞納している者
- コ 浜松市暴力団排除条例(平成 24 年(2012 年)12 月 14 日浜松市条例第 81 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団又はその構成企業の統制下にある団体でない者。
- サ 次の本事業の業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者
- ・ 日本工営都市空間株式会社
 - ・ 西脇法律事務所
- なお、「資本面において関連がある者」とは、総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者をいう。
- シ 浜松市斎場再整備事業における PFI 等審査委員会 (以下、「審査委員会」という。) の委員又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者

(5) 特別目的会社 (SPC) の設立について

- ア 本事業を実施することと選定された入札参加者は、仮契約締結までに本事業を実施する会社法に定める株式会社として、本事業を実施する会社法に定める株式会社として、SPC を、浜松市内において設立するものとする。
- イ 入札参加者の構成企業は SPC へ出資することとし、SPC に出資する構成企業全体の出資比率の合計は、100%とする。
- ウ 入札参加者の構成企業のうち代表企業については、SPC に出資する全ての構成企業の中で最大出資比率となるようにすること。
- エ SPC に出資する全ての構成企業は、事業契約が終了するまで SPC の株式を保有し続けるものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行うことはできない。

5 審査及び選定に関する事項

(1) 審査に関する基本的な考え方

- ア 審査は、事業者選定を公平かつ適正に実施するために学識経験者等で構成する審議で行うものとし、落札者決定基準は入札説明書と合わせて公表する。
- イ 審査委員会において、建築計画、事業計画、維持管理計画、運営計画、資金計画等の各面から総合的に提案書の審査を行う。
- ウ 市が設置した審査委員会は、次の 5 名の委員により構成される。

区分	選出団体等	専門分野等	氏名
学識経験者	一般社団法人国土政策研究会	PFI	伊庭 良知
学識経験者	静岡文化芸術大学	建築・都市計画	寒竹 伸一
学識経験者	日本公認会計士協会東海会 静岡県会	会計	山田 夏子
市職員	浜松市	財務部長	石切山 真孝
市職員	浜松市	市民部長	奥家 章夫

なお、落札者の決定までの間に、事業者選定に関して、入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、自己を有利に又は他の入札参加者を不利にするように、各委員に働きかけを行った場合は失格とする。

(2) 事業者選定

入札参加者の審査は次に掲げる手順により行うこととする。

ア 入札参加資格審査

入札参加者の備えるべき入札参加資格要件の具備の有無を確認する。

イ 提案審査

提案価格のほか、設計・建設、維持管理及び運営等の提案内容及び市の要求水準との適合性並びに資金調達及びリスク分担を含む事業計画の妥当性、確実性等の各面から総合的に評価する。詳細は落札者決定基準による。

ウ 落札者の決定

市は、審査委員会による評価の結果を基に落札者を決定し、落札者との契約交渉及び契約手続を行う。

6 審査結果及び評価の公表方法

審査の結果及び評価は、市のホームページ等で公表する。

7 応募に係る提出書類の取扱い

(1) 著作権

入札参加者から提出された本事業に関する提案書類の著作権は、入札参加者に帰属するものとし、審査結果の公表以外には使用しないものとする。ただし、選定事業者から提出された提案書は、特に市が必要と認める時には、市は提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。なお、入札参加者から提出された提案書については返却しないものとする。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った入札参加者が負う。これにより市が損失又は損害を被った場合は、当該入札参加者は市に対し当該損失又は損害

を賠償しなければならない。

(3) 情報公開請求

入札提案書類は、公平性、透明性を期すために、「浜松市情報公開条例」等関連法令に基づく情報公開請求がなされた場合、もしくは市が入札提案書類の公表が特に必要と判断する場合には、その全部を原則公開又は公表するものとする。例外的に、入札参加者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより入札参加者の正当な利益を害する情報がある場合には、市の判断で非公開とするものとする。なお、公開又は公表する場合の入札提案書類の使用に関する費用は、無償とする。

(4) 使用言語、単位及び時刻

選定に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年(1992年)5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(5) 禁止事項

入札参加者は、複数の提案を提出することはできない。また、提出期限以降、提出した提案を市の承諾なく修正することはできない。

第3 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担

(1) 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、選定事業者が担当する業務については、選定事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として選定事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

ア 市と選定事業者の責任分担は、原則として「別紙1 リスク分担表」によることとし、責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約書（案）で提示する。

イ 入札参加者との質疑応答及び入札参加者からの意見の結果を踏まえ、当該リスク分担を変更する合理的な理由がある場合は、市はリスク分担の変更を行う場合がある。

(3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

市又は選定事業者のいずれかが責任を負うべきリスクが顕在化した場合に生じる費用は、その責任を負う者が負担する。また、市及び選定事業者が分担して責任を負うべきリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法は、事業契約書（案）において定める。

(4) 保険

選定事業者の責任と費用負担により付す保険及びその条件は、事業契約書（案）において定める。

2 選定事業者により提供されるサービス水準

本事業において実施する業務の要求性能及びサービス水準は、要求水準書に定める。

3 選定事業者の責任の履行に関する事項

選定事業者は、事業契約書（案）に基づき作成された事業契約書に従い、誠意をもって責任を履行する。なお、事業契約締結にあたっては、事業契約の履行を確保するために、次のいずれかの方法による事業契約の保証を行うことを想定している。

ア 契約保証金の納付

イ 履行保証保険の付保等による保証措置

ウ その他、市が認める保証等

4 市による事業の実施状況のモニタリング

(1) モニタリングの実施

市は、選定事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書等に規定された水準並びに提案書において公募参加者が提案した水準を達成しているか否かを確認すべく、本事業の実施状況についてモニタリングを実施するものとする。

(2) モニタリングの方法

モニタリングの具体的な方法は、入札説明書等で提示するが、詳細な実施方法については、契約締結後に市と選定事業者とが協議を行い決定するものとする。

(3) モニタリングの費用の負担

モニタリングの実施のために市に発生する費用は、市の負担とする。その他の費用（セルフモニタリングに要する費用等）は選定事業者の負担とする。

(4) 選定事業者に対する支払額の減額等

モニタリングの結果、事業契約書で定められた要求水準が満たされていない場合、市は、選定事業者に対して支払額を減額又は支払いを停止する。減額又は支払いの停止の考え方については、入札説明書等で提示する。

第4 立地並びに規模及び配置に関する事項

1 本事業用地の立地条件、施設構成の概要

(1) 浜松斎場

	内容
所在地	浜松市中区中沢町 47-1
敷地面積	浜松斎場の敷地面積 : 約 5,800 m ² 中沢子どもの森の敷地面積 : 約 2,000 m ²
前面道路	北側 : 市道住吉 21 号線 (幅員約 6m) 東側 : 市道中沢 101 号線 (幅員約 7.5m) 南側 : 市道中沢 22 号線 (幅員約 3m)
都市計画決定	あり 令和 4 年(2022 年) 1 月 31 日
用途地域	第 2 種中高層住居専用地域
防火地域	—
その他	宅地造成工事規制区域 (宅地造成等規制法) 屋外広告物規制地域 (第 1 種普通規制地域)
建ぺい率/容積率	建ぺい率 60% /容積率 200%
高度地区	建築物の高さ最高限度 : 北側斜線制限(7m+1.25 d)
日影規制	規制範囲 5m超~10mの日影時間 : 4 時間 10m超の日影時間 : 2.5 時間
土地の所有者	浜松市

(2) 雄踏斎場

	内容
所在地	浜松市西区雄踏町宇布見 5957-1 他
敷地面積	雄踏斎場既存部の敷地面積 : 約 14,800 m ² 雄踏斎場増設部の敷地面積 : 約 13,600 m ²
前面道路	南西側 : 市道雄踏小山山崎線 (幅員 7~13m) 北西側 : 市道雄踏西ヶ崎パーク線 (幅員約 6m)
都市計画決定	あり 令和 4 年(2022 年) 1 月 31 日
用途地域	市街化調整区域
防火地域	—
その他	農業振興地域の整備に関する法律 (農用地区域内農地)
建ぺい率/容積率	建ぺい率 60% /容積率 200%
高度地区	—
日影規制	規制範囲 5m超~10mの日影時間 : 4 時間 10m超の日影時間 : 2.5 時間
土地の所有者	浜松市、一部民有地 (借地) あり

2 整備を行う施設の概要

(1) 新浜松斎場（建替え）

	内容
構造	耐用年数 80 年を条件とし、事業者の提案による。
延床面積	3,200 m ² 程度
火葬炉数	大型炉以上：8 基（新設）※うち超大型炉 1 基以上とする。 動物炉：1 基（新設）
告別式場	—
告別収骨室	4 室
待合室	8 室
駐車場	駐車可能台数 乗用車：27 台 以上 大型バス：6 台 程度
その他	新斎場建設工事中は、既存火葬棟のほか、市が手配した臨時待合棟、駐車場について維持管理運営を行う。

※中沢子どもの森の法面安全対策及び敷地の利活用のための整備も行う。

(2) 雄踏斎場（増設棟）

	内容
構造	耐用年数 80 年を条件とし、事業者の提案による。
延床面積	2,500 m ² 程度
火葬炉数	大型炉以上：4 基（新設）※うち超大型炉 1 基以上とする。
告別式場	1 室
告別収骨室	2 室
待合室	4 室
駐車場	駐車可能台数 乗用車：120 台 以上 大型バス：5 台 程度
その他	地下埋設物（し尿貯留槽、地下調整池）の撤去を行う必要がある。

3 解体の対象となる既存施設

(1) 既存浜松斎場

		内容
所在地		浜松市中区中沢町 47-1
敷地面積		5,763.66 m ²
建築年月	火葬棟	昭和 46 年(1971 年)12 月 1 日
	斎場棟	昭和 47 年(1972 年)12 月 1 日
施設面積		2,735.67 m ²
構造	火葬棟	鉄筋コンクリート構造 1 階
	斎場棟	鉄筋コンクリート構造地下 1 階・地上 3 階
施設内容	火葬棟	人体炉 14 基(うち大型炉 4 基) 動物炉 2 基
	斎場棟	1 階：玄関ホール、大式場(洋式 1 室)、休憩室、待合室(洋式 2 室)、事務室、売店※、給湯室、トイレ
		2 階：待合室(洋式 2 室、和式 2 室)、休憩室(洋式 2 室)、授乳室、トイレ、多目的トイレ
		3 階：待合室(和式 2 室)、控室(和式 2 室)、トイレ、給湯室
		塔屋：エレベーター機械室
地階：機械室、倉庫(2 室)、トイレ		

※売店は現在営業していない。

4 改修の対象となる既存施設

(1) 雄踏斎場(既存棟)

		内容
所在地		浜松市西区雄踏町宇布見 6098-3
敷地面積		14,800 m ² (既設部のみ)
建築年月		平成 7 年(1995 年)4 月 1 日
施設面積		1,980.47 m ²
構造		鉄筋コンクリート構造地下 1 階・地上 2 階
施設内容	人体炉 3 基(うち大型炉 3 基) 動物炉 1 基	
	1 階：収骨室、炉前ホール、告別式場(洋式 1 室)、待合室(和式 2 室)、事務室、遺族控室、葬祭司控室、トイレ	
	2 階：待合室(和式 2 室)、トイレ	

※人体炉 3 基と動物炉 1 基の改修、待合室及びトイレの洋式化、多目的トイレ扉、告別式場椅子の改修を行う。

第5 契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と選定事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置に従うものとする。また、本事業に関する紛争については静岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

1 事業の継続に関する基本的な考え方

本事業において、事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約で定める事由ごとに、市及び選定事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じることとする。

2 事業の継続が困難となった場合の措置

事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

(1) 選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 選定事業者の経営破綻、又はその懸念が生じた場合等により本事業の継続が困難となった場合、市は選定事業者との事業契約を解除できるものとする。

イ 選定事業者の提供するサービスが事業契約に定める市の要求水準を下回る場合、その他事業契約で定める選定事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、選定事業者に対して、修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出及び実施を求めることができる。選定事業者が当該期間内に修復をすることができなかつた場合、市は選定事業者との事業契約を解除できるものとする。

ウ ア又はイの規定により市が、事業契約を解除した場合、選定事業者は市に生じた損害を賠償するものとする。

エ 選定事業者との契約解除にあたっては、融資を実行している金融機関と市が協議し、契約解除後の事業継承について決定するものとする。

(2) 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、選定事業者は市に対し、一定期間内に当該違反の是正を求めることができる。市が当該期間内に是正しない場合には、選定事業者は市に対し、事業契約の解除を求めることができる。

イ アの規定により市が本事業の事業契約を解除した場合、市は選定事業者に生じる損害を賠償するものとする。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

ア 不可抗力、その他市又は選定事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市と選定事業者は事業継続の可否について協議を行う。

イ 一定の期間内に協議が整わない時は、それぞれの相手方に事前に書面による通知を行うことにより、市及び選定事業者は本事業における事業契約を解除することが

できる。

ウ イの規定による事業契約の解除の場合に生じる損害についての賠償の措置は、事業契約書に定めるところに従うものとする。

(4) 融資機関（融資団）と市との協議（直接協定）

市は、事業の安定的な継続を図るために必要と認めた場合には、一定の事項について、選定事業者に融資を行う金融機関又は融資団と協議を行い、当該金融機関又は融資団と直接協定を締結することがある。ただし、当該協議が整わない場合、市は直接協定を締結しない。

直接協定の協議に関する市の考え方について確認を希望する金融機関又は融資団は、入札参加者が提案書類を提出までに相談するものとする。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

市は、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していないが、法改正等により措置が適用される場合には、市は選定事業者が法制上及び税制上の措置を受けることができるように努める。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

選定事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を選定事業者が受けることができるよう努める。

3 その他の支援に関する事項

その他の支援については、次のとおりとする。

ア 事業実施に関し必要とする許認可等に関し、市は必要に応じて協力するものとする。

イ 法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、市は選定事業者と協議を行うものとする。

ウ 市は、選定事業者に対する補助、出資等の支援は行わない。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

市は、全事業期間にわたる本事業の財源を確保するため、債務負担行為の設定等に関する議案を議会に提出し、必要な措置を講じる。

また、市は、事業契約の締結、指定管理者の指定にあたり、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

2 情報提供

本事業に係る情報提供は、適宜、市のホームページ等で行う。

3 提案に伴う費用負担

提案に伴う費用については、すべて入札参加者の負担とする。

4 実施方針に関する問合せ先

実施方針に関する問合せ先は次のとおりとする。

浜松市 市民部 市民生活課

TEL : 053-457-2026

E-mail : simink@city.hamamatsu.shizuoka.jp

ホームページ : <http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>

別紙1 リスク分担表

■リスク分担（全業務共通）

リスク項目			リスクの内容	市	民間	
共通	入札説明書リスク	1	入札説明書等本事業に関し公表した資料の誤りに関するもの、内容の変更に関するもの	●		
	応募リスク	2	応募費用に関するもの		●	
	契約締結リスク	3	事業者の責に帰すべき事由による契約締結の遅延・中止		●	
		4	市の責めに帰すべき事由による契約締結の遅延・中止	●		
	資金調達リスク	5	事業者の事業の実施に必要な資金の確保に関するもの		●	
	制度関連リスク	政治・行政リスク	6	本事業に直接影響を及ぼす市の政策の変更	●	
		法制度・税制度・許認可リスク	7	法制度・税制度・許認可の新設・変更に関するもの（本事業にのみ影響を及ぼすもの）	●	
			8	法制度・税制度・許認可の新設・変更に関するもの（上記以外のもの）		●
		許認可遅延リスク	9	許認可の遅延に関するもの（市が取得するもの）	●	
	10		上記以外、事業者の申請等の手続きの不備等による許認可の遅延に関するもの		●	
	社会リスク	住民対応リスク	11	施設等の設置等、本事業の推進そのものに関する住民反対運動・訴訟・要望等に関するもの	●	
			12	上記以外のものに関する住民反対運動・訴訟・要望等に関するもの		●
		第三者賠償リスク	13	事業者の責めに関するもの		●
			14	市の責めによるもの	●	
		環境問題リスク	15	事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏えい等、環境保全に関するもの		●
			16	実施方針等で示しているもの以外の土壌汚染、アスベスト PCB 等の有害物質に対する確認・対策に関するもの	●※1	●※1
	デフォルトリスク (事業の中止・延期)	民間に起因するもの	17	事業者の事業放棄、破綻によるもの		●
			18	事業者の提供する品質が要求水準書の示す一定のレベルを下回った場合		●
		市に起因するもの	19	市の債務不履行等により当該事業の遂行が不要となった場合	●	
	不可抗力リスク	20	風水害、暴動、地震、感染症の拡大等その他自然的又は人為的な現象のうち通常の見可能な範囲を超える場合	●※2 ※3	●※2 ※3	

リスク項目		リスクの内容	市	民間
共通	埋蔵文化財リスク	21 埋蔵文化財が発見され、事業遅延となった場合	●※4	●※4
		22 埋蔵文化財が発見され、事業中止となった場合	●※4	●※4
	物価変動リスク	23 物価変動によるコストの変動	●※5	●※5
	金利リスク	24 金利の変動（設計・建設期間中）	●	
		25 金利の変動（供用開始後、維持管理・運営期間中）		●
	土地の買収リスク	26 土地買収が難航し、事業遅延となった場合	●	
		27 土地買収が難航し、事業中止となった場合	●	
	支払い遅延リスク	28 市の責めに帰すべき事由による事業者へのサービス対価の支払い遅延・滞納	●	

■リスク分担（施設整備段階）

リスク項目		リスクの内容	市	民間	
施設整備段階	計画・設計リスク	発注者責任リスク	1 事業者の発注による工事請負契約の内容及びその変更に関するもの		●
		測量・調査・設計リスク	2 市が実施した測量・調査・設計に関するもの	●※6	
			3 事業者が実施した測量・調査・設計に関するもの		●※6
		計画・設計リスク	4 市の指示・判断の不備・変更によるもの	●	
			5 上記以外の事業者の要因による不備・変更によるもの		●
	建設リスク	用地リスク	6 計画地の土壌汚染に関するもの	●	
			7 建設に要する仮設、資材置場に関するもの		●
			8 地中障害物等に関するもの（予測できないもの）	●	
			9 市があらかじめ提示した事業用地の情報・資料から合理的に予測できる地中障害等に関するもの		●
			10 埋蔵文化財発見により事業に影響を与えた場合（軽微）		●
			11 埋蔵文化財発見により事業に影響を与えた場合（重要な遺跡の発見）	●	
		工事遅延・未完了リスク	12 工事が契約工期より遅延する、又は完成しない場合		●
			13 市の要求による設計変更により遅延、又は完成しない場合	●	
		工事費増大リスク	14 市の指示による工事費の増大	●	
			15 上記以外の要因による工事費の増大		●
		性能リスク	16 要求水準の不適合によるもの（施工不良を含む）		●
		施工監理リスク	17 施工監理に関するもの		●
		一般的損害リスク	18 使用前に工事目的物、材料、その他関連工事に関して生じた損害		●

リスク項目			リスクの内容	市	民間
施設整備段階	建設リスク	システム・設備機器・備品等納品遅延リスク	19 システム、設備、備品等の納品遅延に起因するもの		●
		建設中の待合室の確保リスク	20 浜松斎場の施設建設中の待合室の確保	●	
		建設中の待合室の借用・運用リスク	21 事業者の責めに帰すべき事由による浜松斎場の施設建設中の待合室の借用及び運用に関するもの		●
			22 前項以外の事由による浜松斎場の施設建設中の待合室の借用及び運用に関するもの	●	
		引渡し前施設損傷リスク	23 市の責めに帰すべき事由による施設の損傷	●	
			24 事業者の責めに帰すべき事由による施設の損傷		●
		譲渡手続きリスク	25 施設譲渡の手続きに伴う諸費用に関するもの		●

■ リスク分担（維持管理、運営段階）

リスク項目			リスクの内容	市	民間
維持管理段階	計画変更リスク	1	市の指示による事業内容・用途の変更に関するもの	●	
		2	前項以外の要因による事業内容・用途の変更に関するもの		●
	性能リスク	3	要求水準の不適合によるもの		●
	維持管理コストリスク	4	市の指示による事業内容の変更等に起因する業務量、及び維持管理費の増大	●	
		5	前項以外の要因による業務量、及び維持管理費の増大		●
	施設契約不適合リスク	6	事業者の施工不良が原因となる施設の契約不適合（契約不適合責任期間中）		●
		7	事業者の施工不良が原因となる施設の契約不適合（契約不適合責任期間外）	●	
		8	本事業で事業者が整備、改修を行わない施設、部位に起因する契約不適合	●	
	施設損傷リスク	9	施設の劣化に対して適切な措置がとられなかったことによるもの		●
		10	事業者の責によらない事故・火災等によるダメージ	●	
		11	利用者等第三者による施設の損傷（通常予見可能な範囲、保険等の措置によりカバーされる損害の範囲を超えるもの）	●	
		12	前項以外利用者等第三者による施設の損傷	●	
	修繕費増大リスク	13	修繕費が予想を上回った場合		●※7
	什器・備品管理リスク	14	市の責めに帰すべき事由による什器・備品等の破損・紛失・盗難	●	
		15	前項以外の事業期間中に必要となる什器・備品等の破損・紛失・盗難		●

リスク項目		リスクの内容	市	民間
維持管理段階	什器・備品更新リスク	16 市の事由による業務に関する什器・備品等の更新	●	
		17 前項以外の事業期間中に必要となる什器・備品等の更新		●
	セキュリティリスク	18 事業者の警備不備によるもの		●
		19 前項以外のもの	●	
	維持管理に係る事故リスク	20 市の要請に起因するもの	●	
		21 前項以外の維持管理業務の不備によるもの		●
運営段階	計画変更リスク	22 市による事業内容・用途の変更に関するもの	●	
		23 前項以外の要因による事業内容・用途の変更に関するもの		●
	性能リスク	24 要求水準の不適合によるもの		●
	運営コストリスク	25 市の指示による事業内容の変更等に起因する業務量、及び運営費の増大	●	
		26 市の指定する団体の参画等に起因する業務量、及び運営費の増大	●	
		27 前2項以外の要因による業務量、及び運営費の増大		●
	供用開始遅延リスク	28 市の責めに帰すべき施設等の供用開始時期の遅れ	●	
		29 準備の遅延、運営体制の問題等による施設等の供用開始時期の遅れ		●
	需要変動リスク	30 需要（火葬件数）変動に伴う収入の変動	●	
	技術革新リスク	31 技術の陳腐化による機器更新費用		●
	情報漏洩リスク	32 市の責めに帰すべき個人情報の漏洩によるもの	●	
		33 事業者の責めに帰すべき個人情報の漏洩によるもの		●
	残骨灰・集じん灰の管理・保管リスク	34 残骨灰・集じん灰の管理・保管		●
		35 残骨灰・集じん灰の最終処理	●	
	一般的損害リスク	36 各種消耗品の盗難や事故による第三者への賠償等に関するもの		●
	運営に係る事故リスク	37 市の要請に起因するもの	●	
		38 前項以外の運営業務の不備によるもの		●
	移管段階	性能確保リスク	39 事業期間終了時の施設の性能確保	
移管手続きリスク		40 事業者の責めに帰すべき事由による事業契約終了時の施設移管手続き、事業引継ぎ及び事業者側の清算手続きに要する費用に関するもの		●
		41 前項以外の事由による事業契約終了時の施設移管手続き、事業引継ぎ及び事業者側の清算手続きに要する費用に関するもの	●	

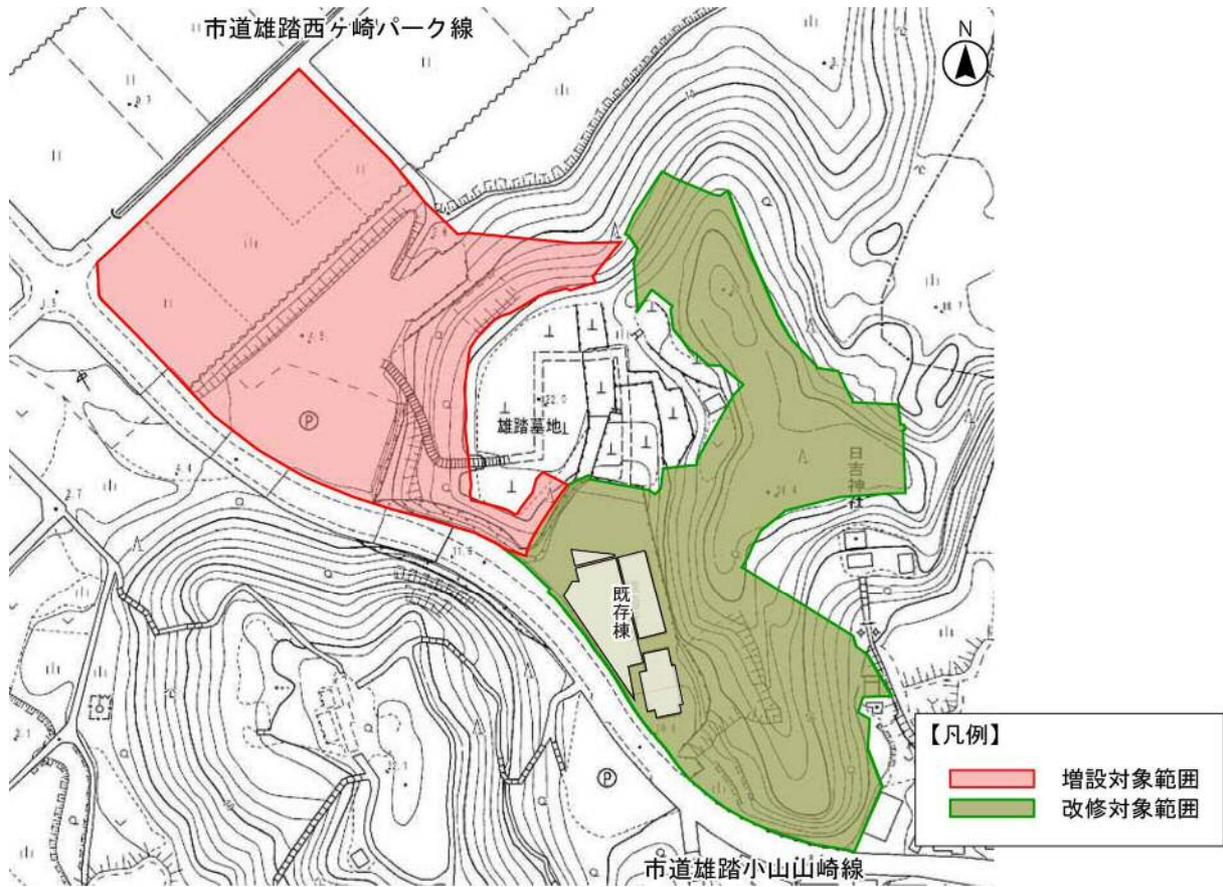
- ※1 実施方針等で示している、浜松斎場において市が実施した「浜松斎場アスベスト等含有調査」で調査不可能であった箇所及び雄踏斎場で事業者が改修する箇所において、事業者による追加調査等によりアスベスト等が確認された場合の対応については、市と事業者で都度協議して決定するものとする。
- ※2 設計・建設期間中に不可抗力が生じ、本件施設の整備において事業者が増加費用又は損害が発生した場合、
- (i) 当該増加費用及び損害の額が、保険等の措置によりカバーされる損害の範囲内の場合、事業者が負担する。
 - (ii) 当該増加費用及び損害の額が、保険等の措置によりカバーされる損害の範囲を超える場合は、当該増加費用及び損害の額が、同期間中の累計で、設計・建設業務に係る対価の額の100分の1に至るまでは、事業者が全て負担する。
 - (iii) (ii)を超える額については、市が負担する。ただし、事業者が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金の額が設計・建設業務に係る対価の額の100分の1を超えるときは、当該超過額を、市の負担すべき増加費用及び損害の額から控除する。
- ※3 維持管理・運営期間中に不可抗力が生じ、本件施設の維持管理又は運営において事業者が増加費用又は損害が発生した場合
- (i) 当該増加費用及び損害の額が、保険等の措置によりカバーされる損害の範囲内の場合、事業者が負担する。
 - (ii) 当該増加費用及び損害の額が、保険等の措置によりカバーされる損害の範囲を超える場合は、当該増加費用及び損害の額が、当該不可抗力の発生した事業年度中の累計で、維持管理・運営業務に係る対価の1年分に相当する額の100分の1に至るまでは、事業者が全てこれを負担する。
 - (iii) (ii)を超える額については、市が負担する。ただし、事業者が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金の額が維持管理・運営業務に係る対価の1年分に相当する額の100分の1を超えるときは、当該超過額を、市の負担すべき増加費用及び損害の額から控除する。
- ※4 埋蔵文化財の調査により、事業が遅延・中止した場合は、それまでにかかった市及び事業者の費用は、それぞれの負担とする。
- ※5 物価変動に一定程度の下降又は上昇があった場合は、一定調整する。具体的な調整方法については、支払方法説明書において提示する。
- ⇒支払方法説明書で指標を示し、当該指標に一定程度変動があった場合は、当該指標の変動に合わせて価格の調整を行う。
- ※6 市の実施した測量・調査等のリスクを避け、より正確な測量・調査等の情報を得るため、事業者は市の承諾を得たうえで測量・調査を実施することができる。
- ※7 長期修繕計画に基づく大規模修繕を除く。

別紙2 本事業の事業範囲

① 浜松斎場の事業範囲



② 雄踏斎場の事業範囲



(様式1)

令和 年 月 日

実施方針等に関する説明会・現場見学会への参加申込書

下記により浜松市斎場再整備事業の実施方針等に関する説明会・現場見学会への参加を申し込みます。

会社名			
所在地			
所属/役職			
氏名			
電話番号			
メールアドレス			
参加者名	説明会	所属/役職	
		氏名	
	現地見学会	所属/役職	
		氏名	

※注1：説明会及び現地見学会いずれも参加者の人数制限はしないが、会場の定員を超過した場合には、減員をお願いする場合があります。

(様式2)

令和 年 月 日

実施方針等に関する質問・意見書

浜松市斎場再整備事業の実施方針等について、質問・意見がありますので、提出します。

提出者	会社名 :
	所在地 :
	所属/役職 :
	氏名 :
	電話番号 :
	メールアドレス :
種別	(該当するものを囲む) 質問 意見
該当箇所	(該当するものを囲む) 実施方針 要求水準書
	ページ :
	項目 :
内容	

※注1：質問及び意見は、本様式1枚につき1問とし、簡潔にとりまとめて記載すること。

※注2：質問・意見が複数ある場合は、シートをコピーして使用すること。

浜松市 市民部 市民生活課

住 所 : 〒430-8652 浜松市中区元城町 103 番地の 2

電 話 : 053-457-2026 FAX : 053-452-0291

E-mail : simink@city.hamamatsu.shizuoka.jp

U R L : <https://city.hamamatsu.shizuoka.jp/>